

日医発第 778 号(保 163)
平成 20 年 10 月 23 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

材料価格基準の一部改正等について

平成20年9月30日付厚生労働省告示第464号をもって材料価格基準の一部が改正され、平成20年10月1日より適用されました。

今回の改正は、新規医療機器である「血管内光断層撮影用カテーテル」について、新たな機能区分および保険償還価格が設定されたものであります。

今回、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0930001号厚生労働省保険局医療課長通知により、材料価格の算定に当たっての留意事項を定めた「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）が一部改正され、同じく平成20年10月1日から適用されました。

なお、「血管内光断層撮影用カテーテル」に該当する製品である「血管内OCTイメージワイヤー」（株式会社グッドマン）については、「医療機器の保険適用について」（平成20年9月30日保医発第0930012号）（平成20年10月1日適用）（平成20年10月23日付日医発第779号（保164）をご参照下さい）にて、「新たな保険適用 区分B」として保険適用されております。

つきましては、本告示・通知の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

さらに、新たな機能区分が設定されたことに伴い、同日付保医発第0930003号厚生労働省保険局医療課長通知により、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）が一部改正され、同じく平成20年10月1日から適用されました。

本告示・通知の内容に関して、本会において別添4のとおり整理いたしましたので、ご参考に添付申し上げます。

なお、今回の材料価格基準告示の改正部分及び材料価格算定に関する留意事項につきましては、日本医師会雑誌12月号に掲載を予定しております。

(添付資料)

1. 官報 (平20.9.30 第4923号抜粋)
2. 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」の一部改正について
(平20.9.30 保医発第0930001号 厚生労働省保険局医療課長通知)
3. 「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について
(平20.9.30 保医発第0930003号 厚生労働省保険局医療課長通知)
4. 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器 (日本医師会保険医療課)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

[告示]

○特定保険医療材料及びその材料価格
(材料価格基準)の一部を改正する
件(同四六四)

○厚生労働省告示第四百六十四号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次のように改正し、平成二十年十月一日から適用する。

平成二十年九月三十日

厚生労働大臣 舛添 要一

別表Ⅱ区分148の次に次のように加える。

149 血管内光断層撮影用カテーテル

151,000円



保医発第0930001号
平成20年9月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する
留意事項について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305005号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第464号）が公布され、平成20年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成20年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

Iの3の(76)の次に次のように加える。

(77) 血管内光断層撮影用カテーテル

ア 血管内超音波法（IVUS）で観察が困難であるが、血管内腔及び血管壁表層の観察が必要な場合にのみ算定できる。

イ 血管内光断層撮影用カテーテルは、一連の検査、画像診断又は手術につき1本のみ算定できる。

ウ 血管内光断層撮影用カテーテルを使用した場合は、区分番号「D206」心臓カテーテル法による諸検査の「注3」の血管内超音波検査加算に準じて算定する。



保医発第0930003号
平成20年9月30日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成20年3月5日保医発第0305008号）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成20年厚生労働省告示第464号）が公布され、平成20年10月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成20年10月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

（別表）Ⅱの148の次に次のように加える。

149 血管内光断層撮影用カテーテル

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認又は認証上、類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般名称が「血管内光断層撮影用カテーテル」であること。
- (2) 近赤外線を用いて、冠動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し、検査することを目的に使用する光ファイバーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。

■ 新たに機能区分及び価格が設定された医療機器

血管内光断層撮影用カテーテル

151,000円

【販売名】『血管内OCTイメージワイヤー』 【薬事法承認番号：21900BZX00779000】
 (※本製品については、平成20年9月30日保医第0930012号で保険適用されている。)

○ 平成20年9月30日 厚生労働省告示第464号 (平成20年10月1日適用)

告示 (材料価格基準)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部, 第4部, 第6部, 第9部, 第10部及び第11部に規定する
 特定保険医療材料 (フィルムを除く。) 及びその材料価格
 001~148 (略)

149 血管内光断層撮影用カテーテル 151,000円

※材料価格基準 (平成20年3月5日厚生労働省告示第61号) の別表に下線部を追加。

○ 平成20年9月30日 保医発第0930001号 (平成20年10月1日適用)

材料価格算定の留意事項

平成20年3月5日保医発第0305005号のIの3の(76)の次に、右のように加える。

※下線部参照

- I 診療報酬の算定方法 (平成20年厚生労働省告示第52号) 別表第一医科診療報酬点数表に関する事項
- 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを除く。) に係る取扱い
- (77) 血管内光断層撮影用カテーテル
- ア 血管内超音波法 (IVUS) で観察が困難であるが、血管内腔及び血管壁表層の観察が必要な場合にのみ算定できる。
- イ 血管内光断層撮影用カテーテルは、一連の検査、画像診断又は手術につき一本のみ算定できる。
- ウ 血管内光断層撮影用カテーテルを使用した場合は、区分番号「D206」心臓カテーテル法による諸検査の「注3」の血管内超音波検査加算に準じて算定する。

○ 平成20年9月30日 保医発第0930003号 (平成20年10月1日適用)

特定保険医療材料の定義	
平成20年3月5日保医発第0305008号の(別表)Ⅱの148の次に右のように加える。 ※下線部参照	(別表) Ⅱ 医科点数表の第2章第3部, 第4部, 第6部, 第9部, 第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 <u>149 血管内光断層撮影用カテーテル</u> <u>定義</u> <u>次のいずれにも該当すること。</u> (1) <u>薬事法承認又は認証上, 類別が「機械器具(51)医療用嘴管及び体液誘導管」であって, 一般名称が「血管内光断層撮影用カテーテル」であること。</u> (2) <u>近赤外線を用いて, 冠動脈における血管内腔及び血管壁表層を画像化し, 検査することを目的に使用する光ファイバーが内蔵されたイメージングカテーテルであること。</u>

(日本医師会保険医療課)